

午前十時開議

○坂本みえこ委員長 ただいまから環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会を開会いたします。

○坂本みえこ委員長 本日は報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、報告①議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明を願います。

○石川世田谷清掃事務所長 私からは、議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）について御報告させていただきます。

本件については、令和八年二月五日の当委員会において発生報告をした案件でございます。その後、物損部分については先行して五月二十八日の当委員会に専決処分の報告をしており、今回は人身部分について専決処分の御報告をさせていただくものでございます。

1 事故の概要でございます。㊦発生日時、㊦発生場所は資料記載のとおりでございます。

㊦事故内容ですが、世田谷清掃事務所の職員が軽小型ダンプ車を集積所のある歩道側へ寄せて停車させ、同乗していた職員が降車しようと助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた相手方の自転車が、開いた左側ドアに衝突したもので、事故の相手方及び損傷の程度は、二ページに記載のとおりでございます。

2 損害賠償額ですが、三十七万六千八百八十円で、先ほど御説明しましたが、人身部分の損害が対象となります。過失割合ですが、区側の十割となり、区が加入している自動車保険により全額補填されます。

なお、既に行った物損部分の賠償額が十一万八千八百九十円であり、今回の三十七万六千八百八十円を合わせた本件の賠償額の合計は、四十八万九千五百七十円となります。

3 専決処分日ですが、令和八年八月二十一日で、本件は令和八年第三回区議会定例会に御報告させていただく予定です。

このたびは、関係者の皆様並びに議員の皆様に御迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。

私からの御説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 では次に、報告②議会の委任による専決処分の報告（宅配ボックス損傷事故に係る損害賠償額の決定）について、理事者の説明をお願いします。

○池田砧清掃事務所長 それでは、議会の委任による専決処分の報告（宅配ボックス損傷事故に係る損害賠償額の決定）について御報告させていただきます。

本件については、本年五月二十八日の当委員会において事故の発生を報告したものでございます。

1 事故の概要ですが、㊦発生日時、㊧発生場所については、資料記載のとおりでございます。

㊨事故内容ですが、砧清掃事務所の職員が、マンション敷地内にある集積所からごみを収集しようと清掃車両を後退させ、マンション敷地内の歩道状空地に乗り上げた際、そこに設置されていたアマゾンジャパン合同会社所有の宅配ボックスの扉に車両の左後方部を接触させてしまったという事故でございます。

事故の相手方、損傷の程度については、二ページの別紙に記載のとおりでございます。

2 損害賠償額ですが、七十七万四千五百六十六円で、区が加入している自動車保険により全額補填されます。なお、過失割合は、区側の十割となります。

3 専決処分日ですが、七月三十日でございます。本件は、令和八年第三回区議会定例会に御報告する予定でございます。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 では次に、㊩新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明をお願いします。

○田中環境政策課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明いたします。

なお、本件は五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し、取組を進めております。このたび、プランの二年目に当たる令和七年度の実績について、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので、御報告するものでございます。

2の推進状況についてですが、全体の推進状況については先日の五常任委員会において御報告しておりますので、本委員会所掌の実績について御説明させていただきます。

右上一〇ページにお進みください。取組の項目の表の見方についてですが、表の最下段に⑥として令和七年度の実績をお示ししております。

続いて、一一ページにお進みください。それぞれの取組の項目をこれ以降記載しております。本委員会の所掌の実績については合計で八つございますが、主な取組について御説明いたします。

三八ページにお進みください。左二一㊦集団回収届出の電子化の推進です。資源の回収実績報告書等の各種届出の電子化により、時間や場所を問わない申請の環境を整えることで、区民の来庁や郵送の手間を省くなど利便性の向上を図るとともに、RPAシナリオを構築することでデータ入力作業の効率化を進める取組ですが、令和七年七月より、新たにチャットボットによる問合せで、集団回収に関する検索と案内を利用可能といたしました。

続いて、同ページの右側二一㊦有料粗大ごみ処理券のペーパーレス、キャッシュレス決済の導入です。令和七年十月よりインターネット受付のキャッシュレス決済を導入し、令和八年三月より電話・有人チャット受付についてもキャッシュレス決済ができるように拡大するなど、粗大ごみ排出に係る区民の利便性向上を図りました。この取組により、有料粗大ごみ処理券の印刷・配送及び取扱手数料に係る経費の節減にもつながりました。

続いて、五一ページにお進みください。左側三一㊦区民向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化です。この取組は、複数部署の実績をまとめた個票になりますが、①のエコ住宅補助金に係る業務について御説明します。令和六年度より業務委託化を実施しておりますが、令和七年度は、電話対応から申請受付、形式的な審査、補助金交付に係るデータ整理まで、一連の業務まで拡大しました。また、申請の利便性向上及び事務

の効率化を目的に、一部の申請について電子申請を実施し、検証を行いました。また、併せて補助対象メニューの見直しや申請期間の変更、事前登録制の導入など補助金制度自体の改善も実施しました。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向けて、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

御説明は以上となります。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 それでは次に、㊦令和八年度エコ住宅補助金の実施状況及び今後の対応について、理事者の説明をお願いします。

○上原気候危機対策課長 それでは、令和八年度エコ住宅補助金の実施状況及び今後の対応について御報告いたします。

1 主旨でございます。住宅の脱炭素化に向けて、環境性能の向上と区内施工者の技術及び振興を目的として実施しておりますエコ住宅補助金について、今年度は、事前登録制や二期制の導入などにより利便性を高める見直しを行い、実施しているところでございます。

今般、建築資材高騰の影響による行動誘発効果の低下懸念があることや、一部申請メニューにおいて想定より申請実績が増加していることなどを踏まえて、一部メニューの単価見直しと目標件数の見直しを行うとともに、その必要な予算を確保するために、第三回定例会に補正予算を計上することを御報告いたします。

2、四月十五日から受付を開始した前期の実施状況についてでございます。前期の事前登録受付については、七月二十一日をもって受付額が前期の予算枠の上限にほぼ達したため、同日をもって受付を終了しました。なお、予算上限に達しない場合の受付期限は八月三十一日を予定していたところでございます。

事前登録状況は、総件数が五百十一件、対象メニュー別では記載のとおりとなります。このうち窓の断熱改修は二百六十一件と当初想定数を大幅に超過しており、一方で屋根の高反射塗装は百七十四件と想定を下回っているような件数となっております。

3 補正予算に伴う制度見直しの内容でございます。右上PDF二ページを御覧ください。

まず、見直しの一点目ですが、屋根の高反射改修の補助単価見直しでございます。前年

度十万円としておりました補助単価について、今年度は、より多くの区民に活用していただくため、七万円に見直しをしたところでございます。しかし、資材高騰の影響で工事単価の上昇が見られており、後期に向けて補助効果の低下が懸念されることから、単価を十万円に見直すものでございます。

二点目が、後期の目標件数及び予算枠の上方修正でございます。前期における各メニューの実績を踏まえて、後期の目標件数を全体で三百六十六件としていたものを四百八十一件に上方修正し、必要となる予算枠を計上するものでございます。

4 補正予算要求額でございます。これまで御説明した補助単価の見直しと、目標件数の上方修正に対応するため、環境政策部として千四百九十三万七千円を必要額として計上するものでございます。

最後に5、後期の実施予定でございます。議会で御議決をいただいた後、十月一日より後期の受付を開始させていただく予定でございます。

なお、対象となる工事については、九月一日以降竣工のものとなります。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員 まず、仕組みとしては補助金があるけれども、全体の予算に達したら締め切りますよという仕組みでよろしいのですねということを確認します。

○上原気候危機対策課長 今御質問のとおりでございます。今年は前期と後期と二期に分けておりまして、年間の予算額に対して前期と後期でそれぞれ予算枠を振り分けて、前期の事前登録額——事前登録というのは、交付を予定している方が、契約段階で予算を取るために行っていただくものですが、こちらで予算の確保をしていただくという部分が予算枠に達した段階で受付を停止するというような運用を行っております。

○桃野芳文委員 より多くの人に使っていただくために、メニュー単価は十万円から七万円に見直してスタートしたのだけれども、また十万円に戻すというか、上げるというか、そういう感じになるという御報告ですが、例えば全体の予算は増やすけれども、メニュー単価は七万円というやり方もあったということですよ。そうではなくて、この単価を上げるというのはどういうことなのでしょう。というのは、七万円でも多分十分お客さんは来るのではないかと思うのですが、それはどういう考え方なのでしょう。

○上原気候危機対策課長 まず、昨年、七万円に変えたという部分ですが、限られた財源の中で、多くの区民に使っていただきたいということと、屋根の高反射塗装については比

較的やりやすい工事という部分や、区内の施工店さんが取り組みやすい工事ということで、より促進していく意味で七万円に引き下げをしたところでございます。

一方で、今年度、始まってみると、特に塗料の価格高騰の影響が大きいということは現場から伺っているところです。実際に製品の価格なども調べたところですが、二割とか三割という価格の上昇が見られておりまして、全体として工事費も上がっていると。そういう中で七万円の補助の効果がどれだけあるのかを我々なりに検証して、これはあくまでも我々にとっての仮説と検証の結果ではございますが、七万円では補助効果、七万円があるので工事をやってみようという誘発効果が薄れているのではないかという判断で、今回十万円にすることによって、事業者の方も、十万円補助が出るのでやってみようかとなっていただく部分とか、申請者、区民の方も、これだけ得られるのであればやってみようという誘発効果が高められるのではないかと判断して、十万円にしたところでございます。

あわせて、窓とか浴槽、ドアについては国や東京都の補助金が出ております。屋根については世田谷区だけがやっている独自の補助金メニューになりますので、世田谷区の補助金の額が誘発効果に直結しているという部分も含めて、今回十万円に見直しをするものでございます。

○**桃野芳文委員** 例えばやってみて、全体の予算を、例えばですが、結構早々に使い果たしてしまって、締切りがすごく早くなってしまったみたいなことになれば、また予算配分のやり方は要検討ということでしょうか。

○**上原気候危機対策課長** エコ住宅補助金については、政策効果を狙った補助金になりますので、基本的には毎年度、いろいろな工夫をしているところでございます。

電子申請、二期制、それから事前登録制は今年度初めて取り組んでいるところでございまして、例年、年間通年でやっていたところで、九月ぐらいには既に終わってしまっていたという状況を、ちょっと改善するためにやらせていただいております。

今年度ちょっとやってみて、今、委員おっしゃったとおり、区民の利便性を高めるとか、よりいろいろな方に使っていただきやすいとか、補助効果を高めるものはどういう形なのかは検証して、また来年度、見直しはしていきたいと考えてございます。

○**平塚けいじ委員** 一点目は、先ほど言っていた八月三十一日だった前期が七月二十一日で終わってしまったということは、どう考えているのですか。

○**上原気候危機対策課長** まず、事前登録は工事の契約段階でしていただく行為になります。そして、八月三十一日という締切りは、工事が竣工して交付申請になりますので、そ

れまでの締切りが八月三十一日になります。当初から、その部分でずれが生じるということは想定していたところでございます。実際に契約を行ってから工事が竣工するまで、ちょっと工事の種別によって異なりますが、一か月程度はかかるだろうということは想定していたところでございます。

ただ、一方で、今年は特に窓の件数が想定よりもかなり大きく出ておりまして、この部分があって、少し早めに終了したという要素はあるのかなと思っておりませんが、現状で現場の施工店の皆様とかにお声を聞きながら、なぜこのようなニーズが発生しているのかは検証していきたいと思っております。

○平塚けいじ委員 もう一点が、そういう意味では、事前登録制ということは分かっている、この後期の開始が十月一日で、対象工事は九月一日以降のものということが、ちょっと意味が分からないのですけれども。

○上原気候危機対策課長 ちょっと説明が至らず申し訳ないです。九月一日以降に契約を行って、後期の受付期間内に工事が竣工する予定の工事を十月一日から受け付けるということになります。

なので、九月一日以降に工事の契約を行った対象工事については待っていただいて、十月一日に申請をしていただいて、今、一月三十一日に後期の締切りを予定しているところですが、それまでに竣工をしていただくと。そして、竣工が終わったら交付申請をしていただくという流れで、今、予定しているところでございます。

○平塚けいじ委員 ということは、この七月二十一日で事前登録が終わってしまっている、この七月、八月、九月、期間中に工事をしようと思っていた区民の方には、そういうお知らせが行っているのですか。

○上原気候危機対策課長 工事をしようとしていた方については、うちも把握できておりませんので、その方々にお知らせするということは、ちょっとしてはいないのですが、我々のほうでホームページなどで、七月二十一日で終わりましたと。そして八月三十一日までの工事竣工分については、今年度はもう終わりですということは、ホームページで御説明はしています。

次に九月一日以降、工事の竣工があるものについては、後期を予定していますので、こちらのほうをお待ちくださいということでお伝えはしています。

また、お問合せ等がございましたら、そのような御案内をしているところでございます。

ですので、八月三十一日までに竣工を迎えてしまう工事は対象にならないのですが、そういうことも踏まえて、区民のほうで、では、補助金を受け取るためにはどういう工事をしていけばよいのかということは、事業者さんも含めて対応いただいていると思っているところですが、この辺は、もしいろいろな、ちょっとやりづらいとか、分かりづらかったというお声があれば、また見直しはしていきたいと考えてございます。

○平塚けいじ委員　そこなのです。その分かりづらいということがないようにしなければいけないというか、そこにそごがあってはいけないと思うのです。同じ区民の方なので、この期間に工事をしてしまうと、その補助金を受けられませんよということをちゃんと分かっていただいて、業者も含めて、そこを丁寧にやらないと、せっかくエコ住宅にしようと思っていた方が何の補助も受けられなかったということのないように、そこは業者さんを含めてお知らせをしていただきたいと思います。そういうことはどうですか。

○上原気候危機対策課長　今後、そういう普及とか、区民と事業者との丁寧なコミュニケーションはしていきたいと思っております。

今年度、特に二期制とか事前登録とかいう形で大きく制度の受付の運用方法を見直しておりますので、今年度も三月に説明会を三回開催するなど、事業者向けには説明をしてきたところでございます。

特に電子申請などもやっておりますので、今後もそういう誤解が——誤解というか分かりづらい部分をきちっと御理解いただくというところとか、あとはその部分をブランクができないような制度ができないかということも含めて、来年度に向けて見直しはやっていきたいですし、普及啓発についても、引き続き丁寧な周知をしていきたいと考えております。

○平塚けいじ委員　最後にしますが、今回補正を組んでいただいて、少し増額をしていたことはありがたいのですが、本来、我々はもっと、この予算が切れることのないように予算組みをお願いしていたわけで、本当にこの前期、後期に分けていただいて、事前申請は本当に一歩進んだと思うのですが、やはり、よりこのエコ住宅を増やしていくことしか、温暖化は止められないと思っていますので、皆さんに御協力いただくしかないと思っていますので、ぜひその辺も含めて、予算のほうも増額していただきたいということを要望します。

○関口江利子委員　まだ前期が終わった段階なので、これは後期が終わってからの話だとは思いますが、この件数から、CO²の削減がどれぐらいだったというような、そうい

う実績は出せるのですか。

○上原気候危機対策課長 個々の工事、住宅の実数値はちょっと出せないのですが、いわゆる一般的に窓断熱とか高断熱浴槽とかいう工事を行うことによって、通常の住宅だとCO₂削減効果はこれぐらい出ますよというものは数字がありますので、それはもう件数を掛け合わせて、区の政策効果の実績として、毎年度、一応挙げているところでございます。

○下山芳男委員 私は、このくらいの件数になったということは、まずよかったなと思っていまして、やはり住環境をしっかりとその環境に合わせたものにするということはよいことだと思うのです。

ちょっと確認ですが、これを受注する事業者は区内の業者に限るのでしたか、その辺はいかがでしょうか。

○上原気候危機対策課長 今御質問のとおりで、今年度から四メニューに絞らせていただいておりますが、施工者については、区内に本店があるとか営業所がある区内事業者に限定しているところでございます。

○坂本みえこ委員長 それでは次に、㊦給餌による迷惑行為に関する今後の方向性について、理事者の説明をお願いします。

○林環境保全課長 私からは、給餌による迷惑行為に関する今後の方向性について報告いたします。

1 主旨です。区は、平成三十年四月に施行した世田谷区環境美化等に関する条例において、第二条第十号で給餌、第十一号で給餌による迷惑行為を定義し、第四条第三項において、区民等に対し給餌による迷惑行為を行わないよう努める責務を規定してございます。

これまで区は条例に基づく普及啓発や改善依頼等により対応してきましたが、一部地域では改善が見られず、十五年以上にわたり周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている事案がございます。また、給餌による迷惑行為に関する相談件数は増加傾向にございます。

こうした状況を踏まえ、給餌による迷惑行為の防止を図り、良好な生活環境を確保するため、条例第七条の禁止行為に給餌による迷惑行為を追加するとともに、指導、勧告、命令、公表及び罰金等の規定を設ける条例改正に向けた検討を開始いたします。

2 これまでの課題です。㊧これまで野鳥への給餌に起因する騒音やふん害等に関する

相談はありましたが、ここ数年相談件数が増加傾向にあります。また、一部地域では十五年以上にわたり、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている事案もあります。

㊤ 現行の条例では、給餌による迷惑行為に対する禁止規定や、指導、勧告、命令等の根拠規定を設けていないことから、任意の働きかけにとどまっており、任意の働きかけに応じない場合においても、実効性のある対応を講じることが困難となっていることが課題でございます。

3 今後の方向性でございます。四行目を御覧ください。給餌による迷惑行為の防止に向け、禁止行為を明確化するとともに、指導、勧告、命令、公表及び罰金等を段階的に適用する仕組みについて検討をいたします。また、対象者の特定や被害との因果関係の確認など適正な運用を確保するための制度設計について整理をいたします。

なお、公表や罰金等の適用については、公平性及び客観性を確保するため、区長の附属機関として審査会を設置し、第三者の視点から、対象者の選定、給餌行為と被害との因果関係及び公表等の処分の妥当性を審査する仕組みについて検討いたします。

さらに、今回の条例改正の検討に当たっては、専門的かつ多角的な視点から検討を行うため、作業部会を設置し、具体的な制度設計を進める予定でございます。

4 スケジュールでございます。令和八年九月十八日、環境審議会で諮問を行います。九月～十月、環境審議会作業部会を二回ほど開催の予定をしております。

十一月、条例改正素案、十一月～十二月、区民意見募集、令和九年二月には条例改正案をお示しする予定でございます。

三ページ目には、参考資料として、令和三年から令和八年八月三十一日までの相談件数を示しておりますので、後ほど御確認ください。

私からの報告は以上になります。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○ひうち優子委員 これは給餌による迷惑行為となっていて、これまでの課題や今後の方向性は、野鳥への給餌と書いてあるのですが、よく私のところに猫への餌やりや、その地域でとか、いろいろ御相談があって、この給餌の主語というか、その対象は、今決めていらっしゃるのでしょうか。

○林環境保全課長 そちらについては主旨で御説明したとおり、今世田谷区の環境美化等に関する条例というのがございまして、そちらの条文に第二条の第十号で給餌という項目、定義をしておりますので、その第十号の内容が「自ら所有せず、かつ、占有しないカラ

ス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう」ということで、こちらの条例では、野鳥のみという扱いをしております。今お話があった猫等に関しては、またちょっと所管が違うところで対応しております。今回の給餌においては、野鳥のみということで検討していくということでございます。

○秋山環境政策部長 今の答弁に付け加えまして、犬猫のほうは、例の動物愛護という法体系になっておりまして、そちらのほうは当区で言うと保健所の所管ということで、そこでの餌やり等での対応で、こちらのほうは住環境の保全という観点から、いわゆる野鳥ということで、世田谷区環境美化等に関する条例で給餌ということで、では、その対象をどこに置くかということで、いわゆる野鳥に置いた経緯がございます。

○ひうち優子委員 分かりました。では、保健所に確認してみます。

○平塚けいじ委員 この野鳥に関して、東京都の条例で禁止はされていないのですか。

○林環境保全課長 東京都にも確認しましたが、特に東京都で、この野鳥による給餌による迷惑行為を指導できる条例等はないと伺っております。

○平塚けいじ委員 ということは、二十三区でも、世田谷区は初めてこういう条例をつくって、罰金まで取るという方向で動くということですか。

○林環境保全課長 先ほどお伝えしたとおり、今、これからまさに検討するところでして、指導、勧告、命令、公表及び罰金等の規定を設けるかどうか、そのあたりは専門家も含めて意見を伺いながら検討していくことを、今、想定しております。

○平塚けいじ委員 最後、確認ですが、他区ではまだこういう条例がないという確認でよろしいですか。

○林環境保全課長 二十三区では、五区、給餌による迷惑行為に関する条例がありまして、罰金、公表や過料、そういうものを定めている区がございます。

○桃野芳文委員 今の質疑でちょっと思ったのですが、その五区で条例を持っていて、恐らく実際の運用状況も把握されていると思うのですが、審査会を設置して、客観性を持たせながら、どういう処分をしていくかは決まっていくのだと思うのですね。

その中で、罰金まで行くということが、結構厳しい処分なのだろうと思うのですが、一方でやめてもらうための抑止力が一番高いというような手段になると思うのですが、その辺の罰金まで行く事例や、例えば公表とか、厳しいところまで行く運用をしている自治体はあるのか、ないのかとか、その辺の実態が分かれば教えてもらえますか。

○林環境保全課長 先ほど申し上げた五区に関しては、罰金とか、まあ、公表に至ったも

のは、ほかの区で一件あると聞いております。

また、法律は動物愛護法ということで、ちょっと異なりますが、そちらで給餌による迷惑行為で書類送検が行われた事例もあると認識しております。

○**桃野芳文委員** 五区では、罰金まで至った例はないということでしょうか。

○**林環境保全課長** 罰金まで至ったというところは確認しておりません。

○**高橋昭彦委員** ハトの餌やりということが、もう相当前に、僕も議会で言ったことがあって、七年ぐらい前ですかね。いや、もう本当に、その人が何とか捕まえようとして、いろいろやってくれたこともあったのだけれども、引っ越して、なくなったかなと思ったら、引っ越し先からもまたそこへ来て、やるようになって、また増えたりして、ハトもそれを分かっているものだから、ずうっと時間になるとハトがいっぱい餌を食べに戻ってくる。ああ、ハトがいっぱい来るから、では、いよいよ来るぞというようなことが分かったりするのだけれども、そんなことでずっと追っかけっこをもう七年以上やっているけれども、これはここに書いてある指導、勧告、命令ということは誰がやるのですか。

○**林環境保全課長** こちらがきちっとできるように条例を改正して、区のほうで対応していくという認識でおります。

○**高橋昭彦委員** それは環境の職員がやるということですか。要は待ち伏せをしたり、そういうことをして、「もう絶対に捕まえてやる」みたいな状況をやるということですか。

○**林環境保全課長** 個々の案件の状況にもよりますが、まずは指導、勧告するに当たっても、その状況の確認が必要だということで認識しております。そうすると、やはり条例改正を検討している環境保全課になりますから、そちらの職員で、そういう調査等も行いながら、指導、勧告、命令、その後の罰則等についても行っていくという認識でおります。

○**秋山環境政策部長** 今の御質問で、他自治体の事例で、先ほどの罰金というところもありましたが、勧告、指導で、勧告となると結構重たいものになってきますので、ほかの自治体に聞きましたら、やはり一年半ぐらい職員さんが張り込み、それで状況をきっちりつかみ、それを積み上げていって指導を行い、それは当然職員さんが行い、いや、こういう形で相当迷惑していますよ、やめてくださいという形でやっています。

今回、ちょっと個人情報がありますので、事例は言えませんが、相当ひどい事例が結構ありますので、こちらも一旦は、そういうところの過去も踏まえて、一回やる時期には、一回目、来ているのだろうと考えまして、また、他自治体で書類送検まで行っている、ちゃんと事実というものがあれば次の段階に進めるということが初めて確認されました。

昔は、なかなかそれもしないのではないかということが、ちょっと過去の時代でしたので、今回そういう事例があったことによって、確実に、「では、次のステップも行けるのね」ということを各自治体も認識したところですので、今後、条例を持っている自治体も、認識が改まれば、当然運用が変わってきますので、そういうところで、世田谷区としては、そもそもそれを運用する母体を持っていませんので、まずはその母体をつくり、さらに次のステップへ行けるということであれば行きたいと考えているところでございます。

○高橋昭彦委員　せっかくつくるなら、つくって終わりではないわけですから、実効性のあるものを、それなりの覚悟を決めて、職員を増やしてやるしかないという状況になると思いますよ。もう七年前も、ずっと待っていてくれたりもしたのだけれども、逃げ足が速いから、絶対に捕まえられないという状況がありましたから、相当な覚悟を持って、きちっとやっていただきたい。これはもう七年もたっていますよ。よろしくお願ひしたいと思います。

○石川ナオミ委員　本当にこの給餌による迷惑行為ということは、もう長年に、先ほど高橋委員からもありましたように、議会でも取り上げられて、なかなか対応が非常に難しいというようなところもございまして、これも十分承知しているところでございます。

一点だけちょっと確認ですが、条例が運用されたということで、恐らく周りの皆さんの目も、給餌ポリスではないですが、かなり厳しくなってくるということで、ここは周りが、本当に皆さんで注意していくということも出てくるのではないかと考えているのです。

ただ、野鳥、ハトに関しては、給餌をして、そこに集まったハトに対して、ハトの足に絡まった糸切りをボランティアでされていらっしゃる方もいるというようなことで、ハトが自力では外すことができないので、どうしても人間の援助が必要になると。そうした中で活動されている方は、どうしてもそこに集まったハトに対して給餌をしなければならないと。

これを客観的に見たときに、「あれ、これは大丈夫なの」というような視点もある場合もあるのではないかと懸念するのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○林環境保全課長　今おっしゃったように、その給餌という行為自体を禁止とすることではなくて、給餌による迷惑行為、例えば給餌によってその鳴き声がとか、あとはふん害、威嚇行為があるというような場合に、今は努力義務ですが、そこを条例改正して指導、勧

告、命令という形を考えておりますので、今おっしゃったようなケースですと、それには当てはまらないのかなという認識でおります。

ただ、こちらについては、今、委員もおっしゃったとおり、個別の状況によりますから、そういう相談やお話をいただいたときには、状況を確認しつつ判断をしていくということになると認識しております。

○石川ナオミ委員　そうですね、共生社会や愛護の一環というところでの活動をしている方もいると思いますので、やはりそういうところでのすみ分けというか、その整理もしていただきたいと思います。

○坂本みえこ委員長　では次に、㊦世田谷区有害鳥獣対策緊急事業の運用見直しについて、理事者の説明をお願いします。

○林環境保全課長　私から、世田谷区有害鳥獣対策緊急事業の運用見直しについて御説明してまいります。

1 主旨です。アライグマ及びハクビシンによる屋外での被害に関する相談件数が増加していることに加え、本年度に入り、ハクビシンによる屋外での相談件数が増加していることから、世田谷区有害鳥獣対策緊急事業において、ハクビシンによる屋外での被害も捕獲対象とするよう運用を変更し、令和八年七月二十一日より周知を行い、令和八年八月一日から新たな運用を開始したことについて報告をいたします。

2 事業の概要です。区では、平成二十六年九月以降、東京都が策定した東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、世田谷区有害鳥獣対策緊急事業実施要綱により、アライグマ及びハクビシンの捕獲事業を実施しております。

見直し前の運用では、原則として、建物内への侵入によって、ふん尿等による汚損、足音や鳴き声等の騒音などの被害が発生している場合を優先して捕獲対象としておりました。ただし、例外的にアライグマについては、庭の果実や野菜の食害、観賞魚の捕食など、被害が大きいことから、屋外での被害も捕獲対象としておりました。

一方、近年、ハクビシンについても同様の屋外における被害の相談件数が増加しており、運用と実態との乖離が生じていたことから、運用見直しの必要性が高まっておりました。

3 運用見直しの内容ですが、ハクビシンは例年、出産時期に当たる七月から九月にかけて活動が活発化する傾向がございまして、餌の確保のため行動範囲が広がることから、同

時期は被害の相談が特に増加しております。したがって、活動が活発な期間内に新しい運用を開始できるよう、これまで例外的に実施してきたアライグマの屋外での被害の捕獲に加え、ハクビシンについても屋外での被害の捕獲を対象といたします。

説明が重複しますが、㊦見直し前については、建物内への侵入及び建物内で被害があった場合を原則とし、ただし、アライグマについては、屋外での被害が大きいことから、例外的に、屋外における被害も捕獲対象としておりました。

それを㊧見直し後は、アライグマに加え、ハクビシンについても同様に、屋外における被害も捕獲対象とすることといたします。ただし、目撃のみの場合や被害の確認が困難な場合については、引き続き対象外といたします。

二ページ目です。周知については、これまで、区のホームページへの掲載、ツイッター、フェイスブックによる情報発信、こちらは令和八年の七月二十一日から開始しております。「区のおしらせ」への掲載については、令和八年九月十五日号に掲載予定でございます。

5では、相談件数、令和元年から令和八年七月末までの件数を示しております。こちらは相談件数と捕獲頭数を示しておりますので、後ほど御確認ください。

㊦直近の相談内容ですが、令和八年六月以降、メディアの報道の影響もございまして、ハクビシンに関する屋外での被害相談が増加しております。

5の㊧では運用変更後、令和八年八月一日以降の相談件数及び捕獲頭数を示しております。

㊧新運用による依頼件数ですが、八月一日から八月三十一日までの相談件数は、㊧で示しております三十件でございます。そのうち捕獲事業受付件数は二十七件でした。新しい運用の内容にて、これはハクビシンの屋外の被害で受け付けたものは十三件ございまして、具体例としては、ハクビシンによるペットへの加害、敷地内のふん害、庭の果実の食害ということで相談いただいて、わなの設置に至っているところでございます。

一か月で十三件ほど相談をいただきましたので、今後、この拡大したことによって、箱わなの設置、捕獲頭数が増加していくということで認識しております。引き続き拡大した事業で続けてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○関口江利子委員 確認したいのですが、これまでは、屋外の箱わなにハクビシンがか

かった場合は、逃がしていたということですか。

○林環境保全課長 これまで、わなにかかったハクビシンについても、かかった後は処分していました。

○関口江利子委員 今度から、ハクビシンの屋外も対象としていくということですが、これまで、わなにかかったハクビシンは処分対象だったということですが、その新しい運用との違いが、ちょっとよく分からなくなったのですが。

○林環境保全課長 ハクビシンについては、これまでは、屋外の被害というよりは、建物内にすみ着く、ふん尿や足音という被害が多いということで、屋外での被害があまり見受けられなかったこともあって、アライグマと違って、ハクビシンは、建物の中にすみ着いたらという条件で、わなを設置するというようなことでやってきました。

ところが、ここ近年、ハクビシンによる屋外の、要は果実の実を食べたり、観賞魚が被害に遭ったり、ペットが被害に遭ったりというような相談も増えてきましたので、屋外での被害があった場合も、わなを設置できるようにということで運用を拡大したというような内容でございます。

○関口江利子委員 分かりました。ありがとうございます。その箱わなを設置するエリアは、私有地をはみ出さないとか、何か決まりがあるのですか。

○林環境保全課長 この箱わなの設置については業者に委託しておりますが、まずはアライグマやハクビシンなどがいたかどうかという調査をした上で、当然、設置しやすい場所、捕獲しやすい、捕獲の可能性が高いところを見極めて設置していただいています。そして、今、ルール上で一敷地内に一か所ということで行っております。

○平塚けいじ委員 これを見ると、相談件数に比べて捕獲頭数はそんなに多くないのだなと思ったのですが、箱わなを仕掛けても、当然、全部が捕まるわけではなくて、その箱わなは、どれぐらいの期間設置していただけるものなのですか。

○林環境保全課長 受付して、設置してから一週間ということが原則です。ただ、延長期間を設けております。延長は最大で三週間で、今、ルール上、設置してからトータル四週間ということで行っております。

○平塚けいじ委員 例えば、その捕獲ができなくても、被害が収まらないという状況はあるのですかね。

○林環境保全課長 すみません、もう一度質問をよろしいですか。

○平塚けいじ委員 要は、設置をしても捕獲できない、でも、被害は収まらないみたいな

状況はあるのですか。

○林環境保全課長　そういうケースも中にはございます。この箱わなの設置は年度内に一回限りですので、そのあたりは、相談いただいたときに、その旨を説明して、当然、今被害があるなしというところ、あとは疑いという場合もございますので、そのあたりは相談者とも確認をして設置をするというような形になります。その年度内で捕まらなかった、被害が収まらないということであれば、そこは申し訳ないのですが、次年度まで待っていただいて、また次年度に相談をしていただくというような形でございます。

○桃野芳文委員　区が捕獲対象にする枠が広がるというか対象が広がることについては、区民の皆さんからすると、よいことというか喜ばしいことだと思うのですね。

一方、今いろいろお話を聞いていると、区民の相談があったときに、区はどの段階で、どういうサポートに入るのかということがちょっと気になったのです。

というのは、例えば庭で、ここに書いてあるように金魚を飼っていました。金魚が殺されてしまったとか、いなくなってしまったとか、これは何かやられたなとなったときに、それで相談をしました。そして、多分、区はプロの業者さんにどこかでバトンタッチするのだと思うのです。そのときに、金魚がいなくなってしまった、食べられてしまったとか、殺されてしまったとなったときに、それはハクビシンなのか、アライグマなのか、カラスなのか、野良猫なのかとか、いろいろ、何かプロが見ないと分からないのだと思うのです。

そんな中で、その箱わなの設置は年度内一回だけだから、区民の皆さんからしたら、多分その一回のチャンスにかけてやるのでしょうし、それが「いや、これは野良猫だったから関係なかったね」みたいなことになると、何かもう無駄足みたいな形にもなるし、区としても余計なお金と労力をかけてやったという形になると思うのです。

その辺の介入の段階というか、例えば業者さんに見てもらって、「これは、こういうふんが落ちていたからカラスだね、だから、これは箱わなを設置しても効果がないからやめておきましょう」みたいなことがその一回にカウントされてしまうのか、されないのかとか、どの段階でどういう介入になっていくのでしょうか。

○林環境保全課長　今委員おっしゃるとおり、確かに原因が何か分からないというケースもございます。区でそういう相談を受けた際には委託業者に連絡して、まずは現場の調査をします。そこで、足跡や、ふん尿や、そういうところからアライグマかハクビシンかというところは専門家の目で判断をしていただくと。

当然おっしゃったとおり、調査をした結果、アライグマ、ハクビシンではないものの被害だということであれば、そちらについては相談者の方にその旨をお伝えした上で、箱わな等は設置しないことになりますから、その部分はカウントされないというような形です。

○**桃野芳文委員** ちょっと安心したところもあって、区民の皆さんからすると、何が起きているのかは正確には分からないと思うのです。だけど困り事だから、やはり区に相談して、解決するなら解決してもらいたいという形になると思うので、相談の受付や初期の動きや対応については、幅広くやっていただけると大変ありがたいなと思いましたので、今の答弁でよく分かりました。ありがとうございます。

○**坂本みえこ委員長** それでは次に、㊤東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第六次）の策定に伴う施設整備について、理事者の説明をお願いします。

○**荒井清掃管理課長** それでは、東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画（第六次）の策定に伴う施設整備について御説明いたします。

1 主旨ですが、一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に基づいて地方自治体が策定する法定計画の一つでございます。

清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画は、二十三区から排出される一般廃棄物の中間処理、主に焼却について定めており、計画期間は、今回は令和八年度から令和二十二年の十五年となっております。改定については、国のごみ処理基本計画策定指針を踏まえて、おおむね五年ごとに改定を行っております。今回の改定では、施設整備計画の中で、千歳清掃工場の二回目の延命化工事が示されたことから御報告するものでございます。

2 施設整備の基本的な考え方ですが、二十三区には二十一の清掃工場があり、二十三区全体の可燃ごみを共同で焼却処理しておりますが、このうち半数を超える工場が、計画期間内に建築後二十五年を超えることとなることから、順次、大規模な改修もしくは改築をする必要が生じます。

清掃工場の改修・改築期間中は、ほかの稼働している清掃工場で全量焼却をする必要があり、今回御報告する千歳清掃工場と江東区にある有明清掃工場の二工場について二回目の延命化工事を実施することとなったものでございます。

3 千歳清掃工場の延命化工事の概要でございます。千歳清掃工場は、平成八年に現在の

工場が竣工し、令和五年度から六年度にかけて実施した第一回目の延命化工事を経て、現在は竣工後三十年六か月という状況です。

規模としては日量六百トンの焼却能力を持つ炉が一基となっております。

工事期間については、令和十六年から十七年の二か年となっておりますが、ごみの受入れを停止する期間等については未定となっております。

説明は以上でございます。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○関口江利子委員 この三ページの表についてお伺いしたいのですが、ちょうど千歳工場の延命化の時期あたりから建て替えがすごく続くのですが、計画では、世田谷清掃工場の建て替えが終了したらするタイミングでの千歳工場の延命化となっているのですが、今この御時世、何が起こるか分からない中で、この建て替え工期が延びた場合は、それに合わせて、これも計画が見直されていくのでしょうか。

○荒井清掃管理課長 この施設整備計画は、今御覧いただいている二十三区の表の全体の中で焼却量を実際に達成できるかどうかになってまいりますので、例えば仮にこの世田谷清掃工場が何らかの事情で延びて、焼却ができない期間が生じた場合に、どこをどのように調整するかということと言いますと、例えばほかのところの建て替えなどもあります。そこをどう調整するかは、やはりその時点で、清掃一部事務組合のほうで計算を行って、焼却量が達成できるような計画にしていこうということになるかと思います。

○関口江利子委員 今日の一組さんの資料の報告もそうですが、これまでなかなか清掃一部事務組合の内容については、議会での報告を、少なかったところをお願いして、今日に至って、これまでもというところなので、引き続き、特に今、世田谷清掃工場は、もう止まって、解体工事が着々と進んでいるのですが、周辺住民は、それを知らない人も本当に多くて、なので、この清掃一部事務組合の情報は積極的に、区の媒体も通じて、議会も通じて、しっかり周知、情報を出していただいたいなと思っているところですが、その流れの中で、今、世田谷清掃工場も止まっているという話をしましたが、御存じのとおり、世田谷清掃工場は、この一覧の工場の中で、最もダイオキシンの汚染がされている清掃工場だと思っています。

それに対する心配という声も非常に聞いていまして、一組さんのほうで有害物質の漏れについてのモニタリングをしてくださっていると思うのですが、その結果も、随時区民に周知していく必要があると思っていまして、それはお任せするのではなくて、区でも、そ

のあたりはしっかり伝えていっていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○荒井清掃管理課長 この東京二十三区清掃一部事務組合は、世田谷区とは異なる自治体という中で、今回、千歳清掃工場と世田谷区民の生活に直結する部分はあるということから御報告をしたところでございます。

また、現在は、もう世田谷清掃工場は止まっておりますが、御心配のダイオキシンの、そういう世田谷区に大きな影響が出るようなことについては、また区にも、一部事務組合から、それなりの情報提供等があるものと考えてございますので、その時点、時点で判断をしながら、必要なものは皆様に情報提供していくというように考えております。

○関口江利子委員 もう一つ、4番の最終処分場の延命化ですが、これは書いてあるとおり、本当に二十三区、一組、東京都、しっかり連携して進めていかないといけないと思うのですが、まずこの最終処分場が、あと何年ぐらいしかもたなくて、世田谷は何を進めていくのか。二十三区全体でとは思いますが、そこをもう一度説明していただいてもよいでしょうか。

○荒井清掃管理課長 最終処分場については、おおむね五十年と言われておりまして、ただ、これは大分前から五十年と言われているところもある中で、やはりここは世田谷区も含む東京二十三区それぞれが、いろいろなごみ減量の取組をしてくる中で徐々に延びてきた、達成できた部分でもあるとは思っております。

今後についても、例えば可燃ごみを減らすことによって焼却灰を減らすこともできますし、あるいは粗大ごみとか、そういうものを減らすことによって、埋め立てるものは減らせると考えておりますので、世田谷区でも今後はプラスチックなどの削減に努めていきたいと考えております。

○関口江利子委員 今言っていた、二十三区で一斉に様々なことを考えてくださっていると思います。そして、今言っていたプラスチックの削減のようなところは、これは何度も申し上げていますが、二十三区一斉にと言いつつ、世田谷が唯一できていない自治体なわけですが、世田谷は二〇三〇年のプラスチック回収を目指していますが、ここは少しでも早く、実施を前倒しすることは、やはり難しいのでしょうか。

○計良清掃・リサイクル推進課長 プラスチック分別収集については、世田谷区の一般廃棄物処理基本計画において、令和十二年度をめどに実施するという形で明記しており、今その段階的な準備を進めているところでございます。

現状は、やはり分別収集するに当たっての必要な車両や人員という部分の規模が大変大規模になるところから、そういう部分の準備も含めて、現時点では前倒しは困難と考えており、予定どおり令和十二年度の実施を念頭に準備を進めているところでございます。

○関口江利子委員 今回、資料として出していただいているものは概要版ですが、一般廃棄物処理基本計画の本編を見ますと、今、区長会で検討している内容として、資源化の可能な事業系の古紙については燃やさないということと、これも事業系ですが、手数料を増額していくということと、あとは、これは全区民に関係がある家庭ごみの有料化を、この五十年を維持していく、守っていく中で検討されているということで、ここは二十三区の区長がそれぞれ議論をしているようですが、区民に非常に大きく関わってくる内容なのですが、これは世田谷区としては、区民に知らせるとか、今こういう検討がされているとか、区民の意識調査をするとか、世田谷区として何か関わるということは難しいような内容になってくるのでしょうか。

○荒井清掃管理課長 今委員おっしゃったとおり、これは二十三区で検討している内容でございます。これまでごみの削減を進めていく中で、どうしたらよいかと二十三区で検討をして、委員おっしゃったような三つの施策、事業系の古紙の搬入規制、それから事業系の手数料の増額、それから家庭ごみの有料化というようなところが議論されてまいりました。

こちらについては、二十三区一斉に実施することで非常に効果が高まるということで検討をしてきたものですので、そこについては、やはり二十三区で足並みをそろえて、例えばこういうことで、それをいつから始めるということ、啓発効果も含めて、やはりそういう効果も狙っているところがありますので、そこについては今、二十三区で話をしているところで、今後の皆様への周知の仕方等も含めて、二十三区のほうでまた協議をしてまいります。

○関口江利子委員 やはり周知していくことが一番大事であり、今の東京都、一組、二十三区のそれぞれの関係性の中でできることかなと思うのですが、結果を通知するだけではなく、その経過もぜひ区民の皆様伝えていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○荒井清掃管理課長 その辺についても、今後、二十三区の中で、どういう方法が一番効果的か、その周知も含めて検討してまいります。

○関口江利子委員 ぜひよろしくお願いします。要望したいと思います。

○坂本みえこ委員長 では次に、㊦自動車事故の発生について、理事者の説明をお願いします。

○矢口玉川清掃事務所長 それでは、自動車事故の発生について御報告します。

1 事故の概要です。㊦発生日時は、令和八年七月二十五日午前八時九分頃でございます。

㊦発生場所及び㊦相手方等の詳細は、二ページの別紙を御覧ください。

㊦事故内容です。玉川清掃事務所職員が軽小型ダンプ車で走行中、信号がない交差点において、右側道路から進入してきた相手方が乗車するバイクが、清掃事務所車両右側面に衝突した出会い頭の衝突事故になります。

2 事後の対応です。相手方とは誠実かつ公正に示談交渉を行っております。また、本件事故を踏まえ、清掃事務所全職員に、改めて交差点進入時の安全確認の徹底を注意喚起し、事故防止に向けた職員への指導を継続して行っております。

報告は以上になります。

このたびは申し訳ございませんでした。

○坂本みえこ委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○平塚けいじ委員 これは、信号がないということですが、「止まれ」もないのですか。

○矢口玉川清掃事務所長 現場は、信号も停止線も一切ない交差点になります。

○平塚けいじ委員 これは、事故の割合というか、保険でやると思うのですが、その相手方との割合は、今どういう関係なのですか。

○矢口玉川清掃事務所長 まだ、現在交渉中でございます、未確定でございます。

○坂本みえこ委員長 それでは次に、㊦その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 なければ、以上で1 報告事項の聴取を終わります。

○坂本みえこ委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊦次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、第三回定例会の会期中である九月二十五日金曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本みえこ委員長 それでは、次回委員会は九月二十五日金曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○坂本みえこ委員長 その他何かございますか。

○下山芳男委員 今日、野鳥への給餌ということで説明いただいたのですが、私の知っている方から、玉川方面なのですが、野生化したインコの群れが玉川辺りとかに相当、一見五十羽以上、もっといるときもあるらしいですが、要するに、そこがブドウとか、新しく種まきしたようなところで、わあっと一群が来てしまって、みんな食べていってしまうというような、ちょっと今日の話と別の話ではありますが、一応そういうこともあるので、環境のほうに関連することでもあるのかなと思うので、今後そういうことについても、検討するというか、ちょっと承知していただきたいなと思って発言させてもらいました。

○秋山環境政策部長 多分、桜新町とか、あの辺で、私も見ると、緑色のインコが相当な数いるなということは確認はしていますので、本当の意味での野鳥で、別に誰も餌を上げていなく、多分、自分たちの生活をどう成り立たせるかということで、いろいろなところに移動しているなということを認識していますので、今度はそこら辺を、いわゆる都市部でどのように対応したらよいのかは、私どもでは、ちょっとまだ今その知見がないので、今いろいろな御意見をいただきましたので、いろいろ調べながら、まず情報収集等から始めていきたいと思います。

○坂本みえこ委員長 以上で本日の環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会を散会いたします。

午前十一時十分散会
